

「生活者としての外国人」に関する総合的対応策の実施状況について

「総合的対応策」における「対策」	実施状況
1. 外国人が暮らしやすい地域社会づくり	
(1) 日本語教育の充実	
<ul style="list-style-type: none"> ・地域の日本語教育の充実を図るため、平成18年度より人材育成、日本語教室の設置運営、教材作成、連携推進活動に関するボランティア団体等による先進的・モデル的な取組を推進している。この成果を、好事例として普及し、また、施策への反映等を図る。 ・日系人を活用した日本語教室の設置、退職教員や日本語能力を有する外国人を対象とした日本語指導者の養成、外国人に対する実践的な日本語教育の研究開発等を推進する。(外国人の生活環境適応加速プログラム) 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域における日本語教育の充実を図るため、平成18年度から平成20年度まで「地域日本語教育支援事業」を実施し、日本語教室の設置運営、教材作成、地域における日本語支援関係者の連携活動推進及び人材育成などの取組に対して支援を行った。 また、平成22年度においては、平成19年度から実施している「『生活者としての外国人』のための日本語教育事業」により、引き続き地域における日本語教室の設置運営等の取組に対して支援を行っている。【文部科学省】 ・外国人の円滑な社会生活の促進を図るため、平成19年度から「『生活者としての外国人』のための日本語教育事業」を実施し、日本語教室の設置運営、日本語能力を有する外国人を対象とした日本語指導者養成、ボランティアを対象とした実践的研修等の取組に対して支援を行っている。(平成22年度日本語教室設置運営委託件数:89件) なお、平成19～20年度においては、同事業により実践的な日本語教育の研究開発等を行った。【文部科学省】
(2) 行政・生活情報の多言語化	
<ul style="list-style-type: none"> ・各種行政サービスの提供にあたり、地域の外国人の実態を踏まえ、外国語による情報の提供、通訳・翻訳サービスの充実(特に医療、教育分野)、やさしい日本語の普及等に努める。また、平成18年度中に行政・生活情報の多言語化に関する先進的事例をとりまとめるとともに、その普及を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成17年度に、「多文化共生の推進に関する研究会」において外国人へのコミュニケーション支援について検討したところであるが、平成18年度においても引き続き同研究会を開催し、さらにその下に、「外国人住民への行政サービスの的確な提供のあり方」についての分科会を開催して検討を行い、平成19年3月に先進的な取組事例などを取りまとめた報告書を作成、公表した。平成21年度は地方自治体の担当課長はじめ有識者による「多文化共生の推進に関する意見交換会」を開催し、先駆的な事例の整理を行った。【総務省】 ・国民健康保険制度のパンフレット、納付相談の呼出文書の翻訳等を行った。(平成19年度) ・日本で就労を希望する外国人を対象としたパンフレット(5か国語版)を作成し、労働関係法令や労働・社会保険制度の概要等の情報提供に努めているところである。 ・平成20年秋以降、緊急雇用対策として、各種セーフティーネットや労働法規等の基礎知識について解説したパンフレット(ポルトガル語・スペイン語)を作成し、ホームページでの周知、ハローワーク等における配布のほか、入国管理局、地方自治体に対する周知依頼を実施している。さらに、厚生労働省のホームページにおいて、ポルトガル語・スペイン語による相談窓口の一覧等をまとめたサイトを開設している。 ・雇用情勢の悪化を受けて、平成21年度より、日系人集住地域を中心として、ハローワークの通訳・相談員の増員、市町村とも連携したワンストップ相談コーナーの設置、日系人が特に多い地域における定住外国人専門の相談・援助センターの設置により、機動的な相談・支援体制の強化を図っている。 ・平成21年度より委託実施している日系人就労準備研修について、平成22年度にポルトガル語・スペイン語による研修案内のパンフレット・ポスターの作成、ホームページへの掲載を行っている。【厚生労働省】 ・公立義務教育諸学校への就学機会を逸することのないよう、日本の教育制度や就学の手続き等をまとめた就学ガイドブックをポルトガル語、中国語等7言語で作成(平成17年度)。各教育委員会、在外公館等に配布したほか、文部科学省ホームページにも掲載。【文部科学省】

<ul style="list-style-type: none"> 公共交通事業者等による外国人に対する案内標識等による外国語等での情報提供の拡充に向けた取組について促進を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律」第7条等に基づき公共交通事業者等による外国語等での案内情報提供の拡充に向けた取り組みを引き続き促進していく。 外国人観光客などにもわかりやすいものとなるよう、道路標識、区画線及び道路表示に関する命令において、ローマ字併記を基本とすることとしており、観光地等を案内する標識についても、ローマ字併記を行っている。また、中国語やハングル語などその他の外国語についても、歩行者用の地図を用いた案内板等における多言語での案内を実施しているほか、絵文字(ピクトグラム)の活用などにより、わかりやすい標識の整備を行っている。【国土交通省】
<p>(3) 地域における多文化共生の取組の促進</p>	
<ul style="list-style-type: none"> 地方自治体における多文化共生の取組を促進するため、平成18年3月に策定した「地域における多文化共生推進プラン」について、各地方ブロックごとに地域国際化連絡会議を開催して周知する等必要な施策の普及啓発を図る。 生活者としての外国人に対するサービス提供に当たっては、国のみならず、地方自治体やNPO等が果たす役割も重要である。国としては、外国人が、これら地方自治体等でも、国の施策に関する情報が得られるよう、資料・情報の提供を積極的に行う等連携・協力を努める。 外国人が急増し、過度な財政負担が生じている市町村に対して、地方交付税の算定において適切な措置を講じる。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成22年5月から6月にかけ、地域国際化会議を北海道・東北、関東・甲信越、東海・北陸、近畿、中国・四国、九州、政令市の7つに分けて開催し、施策の普及を図った。【総務省】 平成17年度に、「多文化共生の推進に関する研究会」において国と地方自治体・NPO等との連携・協力について検討したところであるが、平成18年度においても引き続き同研究会を開催して、「防災ネットワークのあり方」といった個別の分野における連携・協力について検討し、平成19年3月に報告書を作成、公表した。平成21年度は地方自治体の担当課長はじめ有識者による「多文化共生の推進に関する意見交換会」を開催し、先駆的な事例の整理を行った。【総務省】 在住外国人対策に要する経費に対し、地方交付税措置を講じている。【総務省】
<p>(4) 防災ネットワークの構築</p>	
<ul style="list-style-type: none"> 総務省において「多文化共生に関する研究会・防災ネットワークのあり方分科会」を開催し、平成18年度中に地域における先進事例等を取りまとめ、その普及を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成18年度に「多文化共生の推進に関する研究会」を開催し、さらにその下に、「防災ネットワークのあり方」について分科会を開催して検討を行い、平成19年3月に先進的な取組事例などを取りまとめた報告書を作成、公表した。平成21年度は地方自治体の担当課長はじめ有識者による「多文化共生の推進に関する意見交換会」を開催し、先駆的な事例の整理を行った。【総務省】
<p>(5) 防犯対策の充実</p>	
<ul style="list-style-type: none"> 防犯教室、交通安全教室及び非行防止教室を開催する等、関係機関と連携しつつ、防犯対策の充実を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 各都道府県警察において、外国人が犯罪被害者となることを防止すること等を目的とした防犯教室、非行防止教室を開催する等、関係機関と連携しつつ、防犯対策等の充実を図っている。また、在日日系ブラジル人を交通安全教育指導員に委嘱し、ポルトガル語での交通安全教育を行うなど、外国人に対して、交通ルールに関する知識の普及を目的とした交通安全教室を推進するとともに、各種言語に対応した外国人向けの教材の充実を図るなど、効果的な交通安全教育を実施している。【警察庁】
<p>(6) 住宅への入居支援</p>	
<ul style="list-style-type: none"> 公営住宅及び都市再生機構賃貸住宅に関して、在留資格を持つ外国人について、日本人と同様の入居を認めるよう、取組を引き続き推進する。 	<ol style="list-style-type: none"> 公営住宅における外国人の入居戸数 51,118戸（平成20年度末） 公営住宅等における離職退去者の居住安定確保に向けた対策の進捗状況 入居決定戸数 3,194戸 うち外国人入居は1,115戸 （累計値：平成22年9月17日現在）【国土交通省】

<ul style="list-style-type: none"> 公営住宅の目的外使用により、空家となっている公営住宅を留学生向け宿舎として活用するよう、取組を引き続き推進する。 	<ul style="list-style-type: none"> 公営住宅の留学生宿舎としての活用実績 24戸（平成22年4月時点） 【国土交通省】
<ul style="list-style-type: none"> 地域優良賃貸住宅制度を活用し、外国人世帯等各地域における居住の安定に特に配慮が必要な世帯のための賃貸住宅の供給を促進する。 	<ul style="list-style-type: none"> 外国人世帯等各地域における居住の安定に特に配慮が必要な世帯のため、引き続き、地域優良賃貸住宅の供給を促進しているところ。【国土交通省】
<ul style="list-style-type: none"> 外国人等の入居を受け入れる民間賃貸住宅の登録システムの整備や、地方公共団体、支援団体等と連携して居住支援を行い賃貸人・賃借人の双方の不安を解消する「あんしん賃貸支援事業」について、実施地区を拡大する。 	<ul style="list-style-type: none"> あんしん賃貸支援事業における外国人世帯を受け入れることとしている民間賃貸住宅の登録件数 905棟、10,064戸（平成22年9月1日現在） 【国土交通省】
<ul style="list-style-type: none"> 家賃債務保証制度により、外国人世帯の入居を受け入れる賃貸住宅における滞納家賃の債務保証を国が造成した基金により支援する。 	<ul style="list-style-type: none"> 外国人世帯の入居を受け入れる賃貸住宅における滞納家賃の債務保証を国が造成した基金により支援している。【国土交通省】
<ul style="list-style-type: none"> 民間賃貸住宅に関しては、家主や不動産業者が外国人を円滑に受け入れられるために必要な基礎知識や対応方法などを示した「外国人の民間賃貸住宅入居円滑化ガイドライン」及び標準的な賃貸借契約書の書式の外国語翻訳版の普及促進を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 国土交通省のホームページでの公表等を通じ、普及促進を実施しているところ。【国土交通省】
<p>(7)母国政府との連携、諸外国の情報の収集、普及</p>	
<ul style="list-style-type: none"> 関係国との間で諸問題につき意見交換を実施する。具体的には、ブラジルとの間では、平成17年5月26日の日伯首脳会談後に公表された「在日ブラジル人コミュニティに関する共同プログラム」に基づき、教育に関する協議、社会保障に関する作業部会を推進する。また、これら協議の効果的な実施のため、地方自治体のニーズ・課題について意見交換を行う等、地方との連携を強化する。 	<ul style="list-style-type: none"> 日本におけるブラジル人児童生徒の教育問題については、平成17年以降年1回の二国間協議を実施している（平成21年度は10月に実施）。 社会保障については、平成21年6月の当局間協議を経て、同年7月の日伯首脳会談において社会保障協定締結交渉開始を決定。その後の政府間交渉を経て、平成22年7月に日伯社会保障協定に署名した。 平成21年2月に愛知県名古屋市、3月に兵庫県神戸市、6月に岡山県総社市と在日ブラジル人に関する現場のニーズ・課題について意見交換した。また、同年7月に愛知県豊田市、10月に三重県津市・鈴鹿市・四日市市を訪問の上、在日ブラジル人の実情を視察し、関係者と意見交換を行った。平成22年においては3月に岡山県総社市を訪問した。【外務省】
<ul style="list-style-type: none"> 外国人の受入れで豊富な経験を有する主要国（ドイツ、フランス等）における移民の社会統合政策について、外国人問題の専門家（研究機関）による調査を実施し、諸外国の情報の収集に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> 外国人問題の専門家を海外に派遣して行う調査は、平成19年度で終了。【外務省】
<ul style="list-style-type: none"> 外国人問題に関するシンポジウムを開催し、外国人問題にどう対処すべきかについて、欧州諸国の政府関係者等と意見交換するとともに、その成果を外国人集住都市等にフィードバックする。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成21年2月に「外国人受入れと社会統合に関する国際シンポジウム」を愛知県及び国際移住機関（IOM）との共催により、名古屋市において開催した。 平成22年2月20日、神奈川県及び国際移住機関（IOM）との共催により、国内外の有識者を招へいし、「外国人の受入れと社会統合のための国際ワークショップ」を横浜市において開催し、分科会により、外国人を受け入れる地域社会の意識啓発に関する提言及び入国前の外国人に対して情報提供するコンテンツを取りまとめた。 【外務省】

2. 外国人の子どもの教育の充実	
(1) 公立学校等における外国人児童生徒の教育の充実	
<ul style="list-style-type: none"> 日本語を母語としない外国人児童生徒が日本語で学習に参加する力を育成するため「JSL(Japanese as a second language 第二言語としての日本語)カリキュラム」の開発を進めている。すでに小学校編を作成しているが、平成18年度中に中学校編を完成させる。 	<ul style="list-style-type: none"> 『『学校教育におけるJSLカリキュラムの開発について』(最終報告)小学校編』を平成15年7月に、「学校教育におけるJSLカリキュラム(中学校編)」を平成19年3月にとりまとめた。【文部科学省】
<ul style="list-style-type: none"> 日本語指導経験が少ない教員がJSLカリキュラムによる授業を行うのは難しいため、効果的な指導ができるよう、好事例の収集・提供、ワークショップの開催等により教員の指導力の向上を図り、JSLカリキュラムの活用を促進する。(外国人の生活環境適応加速プログラム) 	<ul style="list-style-type: none"> JSLカリキュラムの活用法の普及のため、平成19年度～平成20年度において、「JSLカリキュラム実践支援事業」を行い、実践事例の集積を行うと共に、平成21年3月に「JSLカリキュラム実践支援事業 事例集」をとりまとめた。 「外国人児童生徒の総合的な学習支援事業」において、JSLカリキュラムの活用方法等も含む、日本語指導担当教員等のための研修マニュアルの開発のほか、学校において利用可能な日本語能力の測定方法の開発、日本語指導等に関する体系的・総合的なガイドラインの作成、地域の実践事例の集約と提供の取組を平成22年度から進めているところ。【文部科学省】
<ul style="list-style-type: none"> 外国人の児童生徒の日本語指導に対応する教員の配置、日本語指導者等に対する講習会の実施等の取組を進める。 	<ul style="list-style-type: none"> 外国人の児童生徒の日本語指導に対応する教員の配置については、教員定数の加配措置により、平成23年度概算要求において、1,285人を計上。(前年度比同) 日本語指導者等に対する講習会の実施については、独立行政法人教員研修センターと文部科学省の共催により、外国人児童生徒教育に携わる教員や校長、副校長、教頭の管理職及び指導主事を対象として、日本語指導法等を主な内容とした実践的な研修を実施。(平成22年度については、7月26日～7月29日に実施) 退職教員や日本語能力を有する外国人等を対象とした日本語指導者養成及びボランティアを対象とした実践的研修を実施している。 「帰国・外国人児童生徒受入促進事業」の取組を、平成22年度は、補助事業とモデル事業を並行して実施。 【補助事業】「学校・家庭・地域の連携協力推進事業」 就学前の外国人の子どもへの初期指導教室(プレクラス)の実施、域内の学校への日本語指導の際の補助や学校と保護者との連絡調整等を行う際に必要な支援員の配置等による、帰国・外国人児童生徒の公立学校への受入体制の整備を支援。 (平成22年度予算額: 13,093百万円の内数) 【委託事業】「学校運営支援事業等の推進(コミュニティ・スクール等)」 帰国・外国人児童生徒の公立学校への受入れについて、外国人が散在する地域に焦点を当て、集住地域、散在地域をとともに有する都道府県教育委員会等に委託し、都道府県と市町村との有機的なつながりを重視したモデルを構築。(平成22年度限り) (平成22年度予算額: 300百万円の内数) 【文部科学省】

(2) 就学の促進

- 外国人の子どもの就学促進を図るため、関係機関と連携しての就学支援の実践研究を行うとともに、就学啓発資料の作成、フォーラム開催等により、その成果を活用し、地域における就学支援体制を構築する。(外国人の生活環境適応加速プログラム)

・「帰国・外国人児童生徒受入促進事業」の取組を、平成22年度は、補助事業とモデル事業を並行して実施。
【補助事業】「学校・家庭・地域の連携協力推進事業」
就学前の外国人の子どもへの初期指導教室(プレクラス)の実施、域内の学校への日本語指導の際の補助や学校と保護者との連絡調整等を行う際に必要な支援員の配置等による、帰国・外国人児童生徒の公立学校への受入体制の整備を支援。
(平成22年度予算額: 13, 093百万円の内数)
【委託事業】「学校運営支援事業等の推進(コミュニティ・スクール等)」
帰国・外国人児童生徒の公立学校への受入れについて、外国人が散在する地域に焦点を当て、集住地域、散在地域をともに有する都道府県教育委員会等に委託し、都道府県と市町村との有機的なつながりを重視したモデルを構築。(平成22年度限り)
(平成22年度予算額: 300百万円の内数)
《再掲》
・国際移住機関(IOM)に37億円を拠出し、「定住外国人の子どもの就学支援事業」を実施している。平成21年度は、34教室において事業を実施し、計1, 251人の子どもが参加。平成22年度においては、平成21年度からの継続も含め、42教室において事業を実施しているところ。
【文部科学省】

- 警察においては、外国人少年を対象とした補導活動を実施するとともに、補導した少年が不就学の場合には、両親や教育委員会等関係機関と連絡をとり、就学に向けた指導を行うほか、各種会議等に参画するなどして関係機関との連携を強化する。

・各都道府県警察において、外国人少年を補導した場合、適切な助言・指導を行うとともに、各種会議等に参画するなどして関係機関と連携を図った。【警察庁】

(3) 外国人学校の活用、母国政府との協力等

- 平成16年に各種学校の認可基準が緩和され、外国人学校についても各種学校の設置認可が受けやすくなったところであり、その趣旨等について今後とも更なる周知を行う。

・平成21年度の調査研究「ブラジル人学校等の準学校法人設立・各種学校認可の課題」においてパイロット校を抽出し、県の協力のもとブラジル人学校が準学校法人設立及び各種学校認可取得を進めるに当たっての課題の抽出と、それを解決するための方策の調査を実施。本調査を通じて5校が、準学校法人立の各種学校に認可された。また、当該調査研究で作成した準学校法人設立・各種学校認可の手続きのマニュアル(日本語版とポルトガル語版)をブラジル人学校や都道府県等に周知。【文部科学省】

- ブラジル政府との「在日ブラジル人コミュニティに関する共同プログラム」及びその後締結された日伯政府間の覚書に基づき、ブラジル人児童生徒の母国との情報交換及び教育分野での協力の促進を図るため、ブラジル人児童生徒の母国政府との協議会を開催する。(外国人の生活環境適応加速プログラム)

・平成21年10月28日に第5回日伯二国間会議を東京で開催し、在日ブラジル人の子どもの教育の充実に向けて意見交換等を行った。
・ブラジル人学校について以下の調査研究を実施しているところ。
「ブラジル人学校等の現状調査」
「ブラジル人学校等における健康管理の在り方」
【文部科学省】

3. 外国人の労働環境の改善、社会保険の加入促進等

(1) 社会保険の加入促進等

・ 毎年度、厚生年金保険の適用事業所数の1/4以上について、社会保険庁による調査を行い、その中で、特に外国人労働者等を多く使用する事業所については、社会保険庁による健康保険及び厚生年金への加入促進のための事業所指導を重点的に行う。(社会保険庁改革後においても適切な実施を図るものとする。以下同じ。)

・平成22年度においても、引き続き、健康保険及び厚生年金への加入促進のための事業所指導を行うこととしており、日本年金機構の「厚生年金保険等の適用促進に係る平成22年度行動計画」において、適用事業所に対する事業所調査の実施にあたっては、外国人就労者等に対し重点的に推進しているところである。

【厚生労働省】

・ 社会保険の適用にかかる事業主指導について、呼び出し、戸別訪問の対象を拡大するなど強化を図っている。今後も、職権による適用を含め、指導の強化に努める。

・平成22年度における事業主指導については、年金事務所ごとの適用促進への取組目標を設定するとともに、これを実現するための具体的な計画等を策定し、呼出や訪問等による重点的な加入指導、立入検査及び職権適用の取組を徹底しているところである。

【厚生労働省】

・ 公共職業安定所の求人受理において、社会保険未加入の疑いがあることを把握した場合、社会保険事務所に指導を要請することにより連携を図り、社会保険事務所において加入促進を行う。さらに、今後、都道府県労働局においては、労働者派遣事業、請負事業に対する監督指導において、社会保険に未加入の疑いがあることを把握した場合、社会保険事務所に指導を要請することにより連携を図り、社会保険事務所において加入促進を行う。

・平成22年度においても、公共職業安定所の求人受理において、社会保険未加入の疑いがあることを把握した場合、引き続き年金事務所に指導を要請することにより連携を図り、年金事務所において加入促進を実施しているところである。

・また、未適用事業所の適用促進及び適用事業所における加入漏れの早期解消に向けた指導の強化を図るとともに、都道府県労働局において、派遣元事業主、請負事業主等の社会保険の加入漏れの疑いを把握した場合、ブロック本部に情報提供を行い、年金事務所において当該事業所の調査を行っているほか、都道府県労働局と共同して、社会保険の加入等の集団指導を実施しているところである。

【厚生労働省】

・ 年金について、保険料の二重負担、掛け捨ての問題を解消するため、二国間の社会保障協定の締結を積極的に進める。このため、各国との交渉を進めていくとともに、社会保障協定の円滑な実施のため、包括実施特例法を次期通常国会に提出する。

・社会保障協定の締結については、外務省とも十分相談しながら、一層推進していくこととしている。これまでに、10か国との間で協定が発効済であり、ブラジルを含む4か国との間で署名済である。また3か国との間で政府間交渉中であり、3か国との間で予備協議中である。

・協定締結の加速化を図るため、今後締結するいずれの国との協定にも対応できる国内法を整備することを目的として、「社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律」を第166回通常国会に提出し成立。平成19年6月27日に公布され、平成20年3月1日から施行されている。

【厚生労働省】

・ 被用者保険の対象となっていない外国人の国民健康保険への加入促進及び保険料の収納対策を図るため、市町村による外国人の相談窓口の設置に対する補助を行う。

・一都市(千葉県富里市)で外国人にかかる専門相談窓口を開設し、外国人納付相談モデル事業として国から補助を行った。(平成19年度)

・具体的には、外国語による国民健康保険制度の説明及び納付相談を実施。また、国民健康保険制度のパンフレット、納付相談の呼出文書の翻訳等を行った。

【厚生労働省】

<ul style="list-style-type: none"> 国民年金法の改正により、社会保険庁が市町村の保有する外国人の情報を照会する法的根拠を設け、これを活用し、被用者年金に加入していない外国人に対し、国民年金への加入促進を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律(平成19年法律第110号)により、国民年金法第108条が改正(平成19年7月6日施行)され、社会保険庁長官は市町村に対して被保険者の資格に関して必要な資料の提供等を求めることができる規定が明確に整備されたことから、「外国人に対する国民年金被保険者資格取得届の届出勧奨等の実施について」(平成20年2月21日付け庁保険発第0221001号地方社会保険事務局長あて社会保険庁運営部年金保険課長通知)により、市町村より提供された情報をもとに届出勧奨及び職権による資格取得等の事務処理の徹底を図った。 本通知については、「日本年金機構の設立に伴う既存通知の取扱い等について」(平成22年1月1日付け年発0101第2号)により、引き続き効力を有することとされたことにより、今後は、日本年金機構において適切に対応することとしている。【厚生労働省】
<ul style="list-style-type: none"> ブラジル政府との「在日ブラジル人コミュニティに関する共同プログラム」に基づき、両国当局間で立ち上げられた社会保障に関する作業部会において在日ブラジル人の社会保障の在り方について検討を進める。また、今後も作業部会において意見交換を進めるとともに、社会保障の在り方に関する議論に資するため、在日ブラジル人の社会保障加入実態について調査を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 在日ブラジル人の社会保障加入実態調査は平成18年度に実施済み。 平成21年6月に当局間協議、平成22年1月に日ブラジル社会保障協定締結に向けた交渉を実施し、平成22年7月署名。【外務省】
(2) 就労の適正化のための事業主指導の強化	
<ul style="list-style-type: none"> 外国人労働者の就労実態を的確に把握するため、外国人雇用状況報告を義務化するとともに、「外国人労働者の雇用・労働条件に関する指針」について、必要な事項を法的根拠を持つ指針に位置づけ、当該指針に基づく就労の適正化を推進する。このため関係法律案を次期通常国会に提出する。 	<ul style="list-style-type: none"> 外国人労働者の雇用状況を的確に把握し、雇用管理改善を図るため、第166回国会において、雇用対策法が改正され、外国人を雇用する事業主に対し、雇入れと離職の際における外国人雇用状況の届出が義務付けられたところである(平成19年10月1日から施行)。 改正雇用対策法の規定に基づき、外国人の適正就労、雇用管理改善が図られるよう、「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」を告示(平成19年10月1日から適用)し、これに基づき積極的な事業主指導を行っているところである。【厚生労働省】
<ul style="list-style-type: none"> 日系人等の不安定な雇用、劣悪な就労環境等の就労実態の改善に向けて、事業主に対する指導を強化する。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成19年10月1日に改正雇用対策法が施行され、「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」の周知、関係行政機関の連携等を通じた、事業主に対する外国人労働者の雇用管理の改善等に関する指導を強化したところである。 平成21年度より、外国人雇用状況の届出により把握した外国人雇用事業所を訪問し、外国人指針に基づく雇用管理改善指導をより一層強化するとともに、事業主自らが雇用管理の改善に取り組むことを目的として、日系人が集住する地域において、社会保険労務士への委託による日系人雇用事業所指導事業を実施しているところである。(平成21年度実績 1, 535件) 平成21年度において、外国人を多数雇用している業界団体への委託による雇用管理改善指導事業を実施し、就労適正化セミナーを開催するとともに企業向けの外国人雇用マニュアルを作成したところである。【厚生労働省】

(3)雇用の安定

- ・職業講話、ガイダンス等による意識啓発を通じ、不就労の若者を職業へと橋渡しするなど、不就労の日系人若年者対策を強化するとともに、日系人労働者の多い公共職業安定所に、日系人の安定した雇用を促進するための体制を整備する。

・日系人失業者等が多く集住する地域において、日系人若年者等に対するガイダンス、個別指導等によるキャリア形成相談を行う等の不法就労対策を実施するとともに、日系人就職促進ナビゲーターの担当者制によるきめ細やかな就職支援を実施することにより、日系人の安定雇用の促進に図っているところである。

・雇用情勢の悪化を受けて、平成21年度より、日系人集住地域を中心として、ハローワークの通訳・相談員の増員、市町村とも連携したワンストップ相談コーナーの設置、日系人が特に多い地域における定住外国人専門の相談・援助センターの設置により、機動的な相談・支援体制の強化を図っている。《再掲》

・雇用情勢の悪化を受けて、集住地域のハローワークを中心として、以下の対策を機動的に講じているところである。

◇スペイン語・ポルトガル語の通訳を配置したハローワークを73か所(平成20年4月)から124か所(平成22年4月)に増。

◇地元市町村と連携した母国語によるワンストップ相談窓口を32か所開設(平成22年4月)。

◇ハローワークにおける定住外国人専門の相談・援助センターを、平成21年1月以降、新たに3か所(浜松、刈谷、豊橋)で開設。

・平成21年度より、多数の日系人が求職活動を行っている地域において、安定就労への意欲及び必要性の高い日系人求職者を対象に、日本語コミュニケーション能力の向上、労働法令、雇用慣行等に関する知識の習得を目的とした就労準備研修を、財団法人日本国際協力センターへの業務委託により実施している。(平成21年度実績 実施地域:14県63市町村、開講コース数:344コース、受講者数:6,298人、平成22年度実績 実施地域:17県73市町村、開講コース数:211コース、受講者数:2,608人(平成22年10月1日現在))

・定住外国人の日本語能力等に配慮した職業訓練については、神奈川、岐阜県、静岡県、愛知県、滋賀県、広島県の6県で実施している。(平成20年度実施地域:静岡、愛知の2県、平成21年度実施地域:神奈川、静岡、愛知、三重、滋賀、島根の6県)

【厚生労働省】

4. 外国人の在留管理制度の見直し等

(1)外国人の在留状況等の正確な把握等

・在留管理の見直し、外国人雇用状況報告制度の内容拡充・義務化を行い、外国人の居住地、就労先等のより正確な情報を把握し、その上で、当該情報を活用することにより、行政サービスの提供、子どもの就学の促進、就労の適正化、社会保険の加入促進等を図る。このため、「外国人の在留管理に関するワーキングチーム」において、国が、外国人を含む住民への行政サービスの担い手である市町村と協力しつつ、正確な情報を把握できるような制度について、平成18年度中にとりまとめる。

・「外国人の在留管理に関するワーキングチーム」(平成17年7月19日関係省庁申合せ)において、外国人の在留に関する情報を正確に把握し、総合的に管理する仕組みについて検討を重ね、平成19年7月3日、「外国人の在留管理に関するワーキングチームの検討結果」を犯罪対策閣僚会議へ報告した。【内閣官房】

・「規制改革推進のための3か年計画」及び「外国人台帳制度に関する懇談会」においてとりまとめられた報告書を踏まえ、適法に在留する外国人(在留カード交付対象者、特別永住者等)であって住所を有する者を住民基本台帳法の適用対象に加える「住民基本台帳法の一部を改正する法律」が第171回国会にて成立した(公布の日(平成21年7月15日)から3年を超えない範囲内において政令で定める日から施行)。【総務省】

・法務大臣の私的懇談会である出入国管理政策懇談会の下に在留管理専門部会を設置し、外国人の在留情報の把握や在留管理の在り方について検討を重ね、平成20年3月に同懇談会より、法務大臣に対し、当該検討結果についてとりまとめた「新たな在留管理制度に関する提言」がされたところ。この提言を踏まえ、平成21年の通常国会(第171回国会)において、在留カードの交付など新たな在留管理制度の導入等を行う「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律」(平成21年法律第79号)が可決・成立し、同年7月15日に公布された。現在、円滑な施行(公布後3年以内)に向けて準備を行っているところ。【法務省】

・外国人労働者の雇用状況を的確に把握し、雇用管理改善を図るため、第166回国会において、雇用対策法が改正され、外国人を雇用する事業主に対し、雇入れと離職の際における外国人雇用状況の届出が義務付けられたところである(平成19年10月1日から施行)。《再掲》【厚生労働省】

・外国人雇用状況報告制度について、関係法律案を次期通常国会に提出する。

・外国人労働者の雇用状況を的確に把握し、雇用管理改善を図るため、第166回国会において、雇用対策法が改正され、外国人を雇用する事業主に対し、雇入れと離職の際における外国人雇用状況の届出が義務付けられたところである(平成19年10月1日から施行)。《再掲》【厚生労働省】

・在留管理の見直し、外国人雇用状況報告制度の内容拡充・義務化に当たっては、できる限り外国人及び事業主の負担を軽減するとともに、関係行政機関で有効に活用できるようにする。このため、報告の重複の回避を図るとともに、関係行政機関において、必要な情報を、相互に照会・活用できるようにする。

・法務大臣の私的懇談会である出入国管理政策懇談会の下に在留管理専門部会を設置し、外国人の在留情報の把握や在留管理の在り方について検討を重ね、平成20年3月に同懇談会より、法務大臣に対し、当該検討結果についてとりまとめた「新たな在留管理制度に関する提言」がされたところ。この提言を踏まえ、平成21年の通常国会(第171回国会)において、在留カードの交付など新たな在留管理制度の導入等を行う「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律」(平成21年法律第79号)が可決・成立し、同年7月15日に公布された。現在、円滑な施行(公布後3年以内)に向けて準備を行っているところ。《再掲》【法務省】

・雇用対策法の改正による外国人雇用状況届出制度の創設に当たり、届出方法及び期限に関し、事業主の負担に配慮した規定としたところである。

・外国人雇用状況の届出に係る情報については、法務省の求めに応じ在留状況の確認のための情報を提供する旨の規定が設けられたところである。【厚生労働省】

(2) 在留期間更新等におけるインセンティブ

- 日本語能力の向上、社会保険等への加入、子どもの就学等の問題については、外国人自身のインセンティブが不足していることも阻害要因の一つとなっている。このため、入国時及び在留期間の更新・在留資格の変更時に確認したり、これらの許可の際に考慮することについて、検討する。

・社会保険加入義務がある外国人については、その義務を履行することが必要であることを周知するとともに、平成22年4月以降は、申請の際に窓口で健康保険証の提示を求めることを明示する等加入促進のための措置を講じているところ。

・日本語能力、子どもの就学等について、入国時及び在留期間の更新・在留資格の変更時に確認したり、これらの許可の際に考慮すること等については、日本語能力に係る検討が新たな規制につながらないように留意の上、今後関係省庁と検討していくこととしている。【法務省】